令和3年3月1日

請願・陳情文書表

防災警察常任委員会

くらし安全防災局関係請願

							_				
請願	番号	3 2	受理年月日	3.2		2 2					
件	名	商店街におけについての請慮	る防犯カメラ <i>の</i> 顔	設置及び	維持に	こ対する	多国の対	支援の	実現を	水める	こと
	Ī	清	願	者			紹	介	議	員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、 削除しています。						-	, .	久仁 秀			

1 請願の要旨

商店街は、県民の暮らしを支える場であるだけではなく、安心と安全な街づくりにも重要な役割を果たしています。とくに、商店街における防犯カメラの設置は、治安の維持と向上に大きく寄与していますが、防犯カメラの新設や維持管理には多大な費用を要することから、多くの商店街では設置や維持ができないという状況が生じています。そこで、神奈川県議会におかれては、商店街の負担だけでは防犯カメラの一層の普及と維持には限界があることをご理解いただき、整備に対する国による支援が実現するよう、国に対して意見書を提出していただきたく、特段のご配慮をお願いするものです。

高 橋 延 幸

2 請願の理由

商店街は、県民の皆さんの身近にあって、日々の暮らしを支える場であるだけではなく、防犯カメラや街路灯の設置、見守り活動などを通じた安心と安全な街づくりの実現も、自らの大切な役割であると認識し、その重要な役割を果たしてきています。

とくに、防犯カメラの設置は、事件の解決に貢献するだけでなく、設置されていることによる犯罪抑止の効果も大きく、本県の治安の維持と向上に大きく寄与しています。

しかしながら、防犯カメラの新たな設置やその維持管理には多大な費用を要することから、 とくに会員数が少ない商店街など、数多くの商店街では資金難から設置ができず、また、既に 設置している商店街にあっても、老朽化が進み破損した防犯カメラの修理や交換ができない、 という状況が生じています。

令和2年度に、当会は商店街が保有するハード設備の維持管理と老朽化問題をテーマに、70 の商店街を抽出し「商店街実態調査」を行いました。

その結果、防犯カメラの維持経費を会員の運営費で賄えている商店街は3割にとどまり、設置はしているものの作動させていない商店街の存在も明らかになっています。また、補助金を利用できれば新設を検討したい、という声もあり、防犯カメラの整備に対する行政の財政支援が強く求められています。

国においては、防犯カメラを含む商店街のハード整備について、その重要性を理解し、平成24年度からの2年間、整備を行う商店街を支援する補助事業を行いました。これにより、本県の商店街では防犯カメラの整備が大きく進展したところであり、「商店街実態調査」でも、防犯カメラを整備した商店街のうち7割が、国の補助制度を利用したと回答しています。

つきましては、神奈川県議会におかれては、本県の商店街が安心安全な街づくりに貢献していることを改めてご認識いただくとともに、とりわけ防犯カメラの設置につきましては、商店街の負担だけではその一層の普及と維持には限界がありますことをご理解いただき、防犯カメラの整備に対する国による支援が実現するよう、国に対して意見書を提出していただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

警察本部関係陳情

陳情番号	6 3	付議年月日	3.2.	1 0			
件名	ネットリンチ・SNSひぼう中傷被害者に対する警察対応について陳情						
付議委	5 員 会	陳	情	巨	者		
防災警察常	的任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					

陳情の要旨

- 1 警察のネットリンチ・SNSひぼう中傷被害者に対する理解と知識の無さから不適切な対応 が生まれていると思われるので、ネットリンチ・SNSひぼう中傷被害者に対する理解と知識 を深める人権教育の実施を求める。
- 2 罵倒、ひぼう中傷及び人格権の侵害街宣・ストーカー・ライブ配信・ネットリンチ・SNS ひぼう中傷被害に十分に対応し得る罰則付き迷惑行為防止条例の改正と、それらの適切な運用 に向けた警察職員への研修実施を求める。
- 3 令和2年12月26日、旭警察の不適切な対応により暴行被害を受けた案件に対して適切な対応 と謝罪を強く求める。

陳情の理由

令和2年12月26日17時過ぎ、旭警察の不適切な対応により暴行被害を受けた。

ネット上で私に対して嫌がらせ等を続けているストーカーが、精神異常者・幼女を狙う・幼女 拉致の危険が有る人物等々、陳情者の自宅と敷地内でひぼう中傷・名誉毀損街宣及び無断撮影をしていた。通報できた警察は、加害者の撮影を止めず、証拠保全でライブ配信をしていた陳情者に対し撮影・配信を止めるように要求し、陳情者は従い止めた。警察官は、被害者である陳情者に対して、嫌がらせをしている連中と話し合わなければ、これは事件ではないから引き上げる。今後、同じ様な案件で110番通報が有っても現場にはいかない旨で脅迫をした。その後、被害者である陳情者は、警察官が多数いる中、ストーカーにどう喝され、付きまとわれ、何度も足を踏まれ、ドッ突かれ、つかみ掛かられ、陳情者は、全治10日の打撲を負った。加害者と話し合いを要求した警察対応の結果、暴行被害を受けることとなった。警察は、加害者を暴行罪・迷惑行為防止条例違反・建造物侵入・威力業務妨害・不退去罪で逮捕せず、被害者である陳情者を暴行罪に処した。つかみ掛かられた手を振り払った手がストーカー加害者に当たったのが暴行罪として処理された。暴行罪で旭警察署に連行された後に警察に腕の痛みを訴えたが全く対処せずでした。この事件は、旭警察の不手際で有り、警察が適正に対処していれば発生しなかった事件。付きまとい・嫌がらせ・粘着等々をしているストーカーとの話し合いを強要したのは職権乱用で不適切な対応。

陳情番号	6 4	付議年月日	3.2.	1 0	1		
件名	NHKを始めとする訪問集金行為に関して陳情						
付議委	美 員 会	陳	情		者		
防災警察常	的任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					

陳情の要旨

- 1 迷惑行為防止条例に訪問集金時間規定を追加し、原則9時から18時以外の訪問集金行為の禁止を求める。
- 2 迷惑行為防止条例に訪問集金時の禁止行為「どう喝・脅迫・虚偽説明など」を追加し、消費者保護の推進を図るように求める。

陳情の理由

NHK集金人の悪質な訪問行為が全国的に問題になっています。NHKは、放送受信料契約や集金目的で、集金人と呼ばれる戸別訪問員を各家庭に派遣している。NHK集金人の大半はNHKから業務委託されている業者ですが、その中には極めて悪質な集金人や業者が多数実在し、集金人トラブルに関して国会でも党派を超え繰り返し指摘され続けておる事実が有る。全国の消費生活センターに寄せられたNHK関連の相談件数は、2009年の3,358件から毎年増加し続け、ピークの2017年には1万644件となり、集金人の悪質化が進み、泣かされる消費者が増加傾向にある。非常識な時間帯の集金事例もあり、迷惑行為防止条例の改定により、アポイントなしで突然訪問する、帰ってほしいと何度言っても、契約するまで帰らないと何時間も居座る、インターフォンを執ように連打する、ドアをドンドンと数分間たたき続ける、ドアを蹴飛ばす、玄関前でわざと近隣住民に聞こえるように大声を出す、玄関やオートロックを解錠させるために宅配業者や郵便局員を装う、ドアを閉めようとしたら足やバインダーを挟んでドアを閉められなくする、テレビの有無の確認のために無理やり家に上がり込む、契約書であることを隠し、名前と住所欄以外は折り畳んでアンケートと称して記入させる等々の迷惑行為を罰則付きで明確に禁止するべきである。